

『雑筆要集』を中心とする日本中世文例集史料の研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2009-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上杉, 和彦 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/4124

『雑筆要集』を中心とする日本中世文例集史料の研究

上 杉 和 彦

The Research of the model Sentences Material of the Japanese Medieval Ages Centered on “Zappitsu-Yōshu”

UESUGI Kazuhiko

The purpose of this report is to analyze “Zappitsu-Yōshu” (雑筆要集), one of the important model sentences material in the Japanese medieval ages, bibliographically. “Zappitsu-Yōshu” is regarded to be compiled in the early period of Kamakura Era and has been well known as the valuable historical material to study the document system in the Japanese medieval ages.

However, because the common text of “Zappitsu-Yōshu”, Zoku-Gunshoruijū-bon (続群書類従本), is exceedingly of bad quality as a manuscript, this material has not been made good use of effectively. So in this report, the author tried to collect the manuscripts of “Zappitsu-Yōshu” and has made a comparative study of them.

The concrete method of the comparison is to draw up the table of the sentences of the manuscripts, numbering each sentences.

As the result of the investigation, the author was able to collect the following manuscripts of “Zappitsu-Yōshu”, Oshinokōji-bon (押小路本), Bōjō-bon (坊城本), Tokudaiji-bon (徳大寺本), Shōkōkan-bon (彰考館本), Kikutei-bon (菊亭本), Sakurayambunko-bon (桜山文庫本), Kōyasan-Sanpōin-bon (高野山三宝院本), Tanaka-bon (田中本), Tankaku-Sōsho-bon (丹鶴叢書本), Jurin-Shūyō-bon (儒林拾要本).

The conclusion of the comparative study of the manuscripts is the following.

First, Jurin-Shūyō-bon is the most classical text in the existing manuscripts of “Zappitsu-Yōshu”. The reason of the judgement is the rational disposition of the sentences, the abundance of the sentences, and the richness of the remain words and phrases in the sentences. Further, the comparison of Jurin-Shūyō-bon and the traces of Shōō-Yonen-bon (正応四年本) in Tankaku-sōsho-bon sustains this presumption.

Second, the other manuscripts of “Zappitsu-Yōshu” are very similar. There are a few differences between them, but the differences were originated in the arrangement of the sentences number at the time of the copywriting. They are widecirculated texts, and Tokudaiji-bon is probably the common original form of widecirculated texts of “Zappitsu-Yōshu”. In the Edo Era, they are possessed by noblemen, feudal lords (Daimyō), temples, Shintō priests, and collectors of books. Through the fact we

know the expanse of “Zappitsu-Yōshu” at the age.

The author hopes to continue the study about the editor of “Zappitsu-Yōshu” and the purpose of the edition at the base of the result of this report.

《個人研究》

『雑筆要集』を中心とする日本中世文例集史料の研究

上 杉 和 彦

はじめに

『雑筆要集』は、鎌倉初期成立と推定される編者不詳の文例集史料である⁽¹⁾。数多くの文例を網羅している上に、実際の文書を元に作成されたことがほぼ確実であることから、その重要性は良く知られていたが、利用されるテキストが、極めて質の悪い統群書類従本（「公事部」所収）に限定されてきたため、必ずしも十分な活用がなされてこなかった。そのような事情に鑑み、本研究では、『雑筆要集』の書誌学的研究の前提作業として、諸本の収集と検討を目指した。以下、不十分ながらその成果を報告する。

なお、『雑筆要集』に関する専論はほとんどなく、わずかに竹内理三「平安末期の往来物にあらわれた荘園—雑筆要集と儒林拾要—」⁽²⁾をあげうるのみである。同論文は、『雑筆要集』に収められた荘園関係文書の読解を主内容としており、編者に関しては、収載文書に見える地名の多くが紀伊国のものであることから、「この編者は、紀伊国の住人であることが推察され、荘園文書の文例が多く、公卿消息の文例は一つもないところから、公卿のための往来ではない。しかも高野山はまれにしかあらわれず、仏寺法会の例文も甚だ少ないところから高野山の学僧と見るのも困難である」⁽³⁾と指摘している。実際の文例内容を見れば「仏寺法会の例文も甚だ少ない」と判断することには若干の疑問を感じざるを得ず、また紀伊国だけでなく摂津国関係の地名が多く見られることの検討も課題として残されているが、早い時期に『雑筆要集』と『儒林拾要』の関係を論じた点などは、研究史上重要な意味を持つ論考であり、本研究においても大いに参考にすることができた。

一 『雑筆要集』諸本の概要

まず、主に奥書などの紹介を中心としながら、収集した諸本の概要について述べたい⁽⁴⁾（括弧内は請求番号等）。

I 内閣文庫本

①押小路家献納本（古2.131）

『雑筆要集』を中心とする日本中世文例集史料の研究

(奥書)

「此一冊者，以徳大寺殿御本令他筆書写之，則校合及再往者也，固被制他見之間，可秘々々
慶安元年仲秋之候 大外記中原師定（花押）」

慶安元（1648）年8月に、大外記中原（押小路）師定が、「他筆」によって徳大寺公信の所蔵本より書写したものであることが知られる。公信は実久の男で、慶安元年に権大納言であった人物である⁽⁵⁾。

(2)坊城俊将旧蔵本（147.164）

(奥書)

「此一冊者，以徳大寺殿御本令他筆書写之，則校合及再往者也，固被制他見之間，可秘可秘
慶安元年仲秋之候 大外記中原師定判

此一冊借大外記師貫蔵本，使家司内蔵大允中原直高謄写，功績始成
于時，享保五年八月十二日 蔵人権右中将藤原俊将」

享保5（1720）8月12日に、藤原（坊城）俊将が中原（押小路）師貫の所蔵本を書写したものであることが知られる。なお、師貫は別名を師岑といい、師定の曾孫にあたる人物である⁽⁶⁾。坊城俊将の蔵書印がある。次の③にみられように、統群書類従本の底本にあたる。

③統群書類従本（216.1）

奥書は②と同じである。本文の注記より、②を元にして数本で校訂していることが推察される。いうまでもなく、享保5（1720）8月12日以後に書写されたものである。

④『摂津徴』巻117（218.38）

浅井幽清による、摂津国関連文書8通の抜き書きである。住吉神社印と明治19（1886）年11月の付言がある。

Ⅱ 東京大学史料編纂所所蔵徳大寺家旧蔵本（徳大寺史料26/88）

奥書はなく、徳大寺家の蔵書印がある。「書札礼事」（『弘安礼節』）を合載する。I—①と字配り等が一致し、一見して同筆の可能性が高いと判断される。I—①の奥書に見える「徳大寺殿御本」に相当するものであることは疑いなく、また「他筆」とあることから、I—①は徳大寺家に仕える人物の手になるものと見ることもできるかもしれない。

Ⅲ 彰考館文庫本⁽⁷⁾

(奥書)

「右一冊，借請官務忠利投家奴遂書功急返正本，故未校合也，重而可遂校正也
慶安四年八月七日 蔵人頭藤隆貞」

慶安4（1651）年8月7日に、小槻（壬生）忠利の所蔵本を、藤原（油小路）隆貞が書写したものであることが知られる。「書札礼事」（『弘安礼節』）を合載する。

Ⅳ 京都大学附属図書館所蔵菊亭家旧蔵本（菊/サ/27）

奥書はなく、今出川家（菊亭家）の蔵書印がある。「書札礼事」（『弘安礼節』）を合載する。目録の1号文書を「宣旨之用」（「之用」は「書様」の書き誤りと考えられる）とすることの一致をはじめ、徳大寺家本に極めて近い内容を有している。

Ⅴ 昭和女子大図書館所蔵桜山文庫本⁽⁸⁾（桜210.09/20）

（奥書）

「天保六年乙未五月、以竹屋右兵衛佐光棣御蔵本誂人書写訖、弘訓」

天保6（1835）年5月、足代弘訓が、竹屋光棣の所蔵本を書写したものであることが知られる。弘訓（寛居）の蔵書印がある。竹屋家は、広橋家支流の儒道・挿花を家業とする公家（家格は名家）で、光棣は勝孟男にあたる⁽⁹⁾。桜山文庫は、鹿島神宮神官鹿島則文が蒐集した典籍を収めたものである⁽¹⁰⁾。

Ⅵ 高野山大学図書館所蔵高野山三宝院本（717/三/5）

（奥書）

「無量寿院^(???) 堯心」

随心院の蔵書印がある。近世の写本と思われる。

Ⅶ 国立歴史民俗博物館所蔵田中穰氏旧蔵本⁽¹¹⁾

江戸前期の写と推定される。奥書・蔵書印などはない。

Ⅷ 丹鶴叢書本⁽¹²⁾

（奥書）

「此一冊者、以徳大寺殿御本令他筆書写之、則校合及再往者也、固被制他見之間、可秘々々
慶安元年仲秋之候 大外記中原師定判

此一冊借大外記師貫蔵本、使家司内蔵大允中原直高謄写、功績始成
于時、享保五年八月十二日 蔵人権右中将藤原俊将」

丹鶴叢書は、紀伊国新宮城主水野忠央が幕末期に編んだ叢書である。奥書は、Ⅱ—(3)と一致する。また、44号文書「怠状様」の頭註に「以上、以古本校之、本云、正応四年四月十六日、以正智院書本写畢、真寂」という記述があり、44号文書までの多くの文書に「古本」による校訂がなされている。これによれば、真寂（藤原長忠か）⁽¹³⁾なる人物が、高野山正智院の所蔵本を、正応4（1291）年4月16日に書写した一本が存在したことになる。丹鶴叢書本は、統群書類従本を底本として、正応4年本（真寂本）による校訂を経て成立したものであろう。この正応4年本（真寂本）については、後に再び触れることとする。

『雑筆要集』を中心とする日本中世文例集史料の研究

Ⅸ 『儒林拾要』

(奥書)

「異本云

此本者多田末葉源頼雄所持之也、一覽之節遂懇書写之了、誠是古代之文法可秘藏者也

維時延宝貳曆八月既望

正五位下加茂季通

此書を見るに、昔は常さまの事までも、かゝること棄してかけるよと、いとゞその世のしのはしく侍りて、今の消息かつはゆえゞしき事ともに及ふまで、いかにあさましくはなりもて行ける事そと、なげかしく覚候て

水くきの跡にむかしを見てそしる

あさきにくたるあはれ世の中」

『続群書類従』雑部所収のもので、書名こそ異なるが、後述の通り、明らかに『雑筆要集』の異本に位置づけられるべきものである。多田源氏の末裔頼雄の所蔵本を、延宝2年(1674)8月16日に加茂季通が書写した本が、続群書類従本の校訂本に用いられていることが分かる。多田源氏の末裔が本書を所蔵していたことは、文例中に多田源氏関係のものが見られることと密接な関係があると推定される。

二 諸本の関係と伝来について

前章の記述に基づいて、『雑筆要集』諸本の関係と伝来について考察を加えたい。

まず指摘すべき点は、Ⅰ—①②③・Ⅱの比較検討から、徳大寺家所蔵本を中原(押小路)師定が書写したものが、師定曾孫の師貫の代に藤原(坊城)俊将によってさらに書写され、これが続群書類従本の底本となったと判断されることである。

Ⅲの底本である官務家壬生忠利所蔵本の性格は不明確であるが、押小路家本が成立した慶安元(1648)年に近い慶安4(1651)年には存在していたものであり、あるいは、押小路家本同様に徳大寺家本(もしくはその系統の写本)を底本としていたものかもしれない。いずれにしても、近世初頭において、『雑筆要集』が局務家・官務家という文書行政に関わる地下官人の蔵書として存在していたことになるが、それはこの史料の内容が彼らの家業と深い関わりがあることによるものであろう。

次に、文例配列の検討から、諸本の比較を試みてみよう。

以下に示すのは、諸本の文例配列順の一覧である。ここでは、各本ごとに付された文例の通し番号によって、それぞれの文例配列順を表わすとともに、相違点を明確にする意味で、儒林拾要本を基準にして同一文例の配列状況を示した。なお、文例配列が一致する諸本については一括して示した。儒林拾要本を基準にした理由は、後に述べることとする。

〔諸本の文例配列〕

儒林拾要本	徳大寺本・押小路本・ 菊亭本・桜山文庫本	丹鶴叢書本・三宝院本	彰考館本
1 宣旨	1 宣旨	1 宣旨	1 宣旨
同 請文	2 同 請文	2 同 請文	2 同 請文
2 院宣	3 院宣	3 院宣	3 院宣
同 請文	4 同 請文	4 同 請文	4 同 請文
3 院庁下文	5 院庁下文	5 院庁下文	5 院庁下文
同 請文	6 同 請文	6 同 請文	6 同 請文
4 太政官符	7 太政官符	7 太政官符	7 太政官符
同 請文	8 同 請文	8 同 請文	8 同 請文
5 令旨	9 令旨	9 令旨	9 令旨
同 請文	10 同 請文	10 同 請文	10 同 請文
6 同宮庁下文	99 同宮庁下文	98 同宮庁下文	97 同宮庁下文
同 請文	(99) 同 請文	99 同 請文	(97) 同 請文 (98は次番)
7 親王宣	11 親王宣	11 親王宣	11 親王宣
同 請文	12 同 請文	12 同 請文	12 同 請文
8 同宮庁下文	13 同宮庁下文	13 同宮庁下文	13 同宮庁下文
同 請文	14 同 請文	14 同 請文	14 同請文
9 関白宣	15 関白宣	15 関白宣	15 関白宣
同 請文	16 同 請文	16 同 請文	16 同 請文
10 同殿下政所下文	17 同殿下政所下文	17 同殿下政所下文	17 同殿下政所下文
同 請文	18 同 請文	18 同 請文	18 同 請文
11 検非違使別当宣	19 検非違使別当宣	19 検非違使別当宣	19 検非違使別当宣
同 請文	20 同 請文	20 同 請文	20 同 請文
12 検非違使庁下文	21 検非違使庁下文	21 検非違使庁下文	21 検非違使庁下文
同 請文	22 同 請文	22 同 請文	22 同 請文
13 国宣	23 国宣	23 国宣	23 国宣
同 請文	24 同 請文	24 同 請文	24 同 請文
14 国司庁宣	25 国司庁宣	25 国司庁宣	25 国司庁宣
15 留守所符	26 留守所符	26 留守所符	26 留守所符
他文例1通	なし	なし(丹鶴叢書本古本あり)	なし
16 府牒	97 府牒	96 府牒	95 府牒
17 牒状	27 牒状	27 牒状	27 牒状

『雑筆要集』を中心とする日本中世文例集史料の研究

返牒	28 返牒	28 返牒	28 返牒
18 御教書	29 御教書	29 御教書	29 御教書
同 請文	30 同 請文	30 同 請文	30 同 請文
19 奏状	31 奏状	31 奏状	31 奏状
20 解状 (3 通)	32 解状 (3 通)	32 解状 (3 通)	32 解状 (3 通)
21 折紙	33 折紙	33 折紙	33 折紙
他文例 1 通	なし	なし(丹鶴叢書本古本あり)	なし
22 陳状 (2 通)	34 陳状 (2 通)	34 陳状 (2 通)	34 陳状 (2 通)
23 寄文	35 寄文	35 寄文	35 寄文
他文例 1 通	なし	なし(丹鶴叢書本古本あり)	なし
24 去文	36 去文	36 去文	36 去文
25 送文	37 送文	37 送文	37 送文
他文例 3 通	なし	なし(丹鶴叢書本古本あり)	なし
26 宛文	38 宛文	38 宛文	38 宛文
他文例 1 通	なし	なし(丹鶴叢書本古本あり)	なし
27 下文	39 下文	39 下文	39 下文
他文例 1 通	なし	なし(丹鶴叢書本古本あり)	なし
	(40は欠番)	40 所文帳 (文例欠)	
28 処分帳 (2 通)	41 処分帳 (2 通)	41 処分帳 (2 通)	40 処分帳 (2 通)
29 讓状 (2 通)	42 讓状 (2 通)	42 讓状 (2 通)	41 讓状 (2 通)
30 不理状	43 不理状	43 不理状	42 不理状
31 怠状	44 怠状	44 怠状	43 怠状
		(丹鶴叢書本ここまでを古本で校訂)	
32 曳文 (2 通)	45 曳文 (2 通)	45 曳文 (2 通)	44 曳文 (2 通)
33 紛失状	46 紛失状	46 紛失状	45 紛失状
他文例 1 通	なし	なし	なし
34 券文 (3 通)	47 券文 (3 通)	47 券文 (3 通)	46 券文 (3 通)
35 置文	48 置文	48 置文	47 置文
36 任符 (2 通)	49 任符 (2 通)	49 任符 (2 通)	48 任符 (2 通)
他文例 1 通	なし	なし	なし
37 名簿	50 名簿	50 名簿	49 名簿
他文例 1 通	なし	なし	なし
38 着到	51 着到	51 着到	50 着到
39 宿直番文	98 宿直番文	97 宿直番文	96 宿直番文
40 日記	52 日記	52 日記	51 日記

41 目録	53 目録 (欠文)	53 目録 (欠文)	52 目録 (欠文)
42 下文 (2通)	54 下文 (2通)	54 下文 (2通)	53 下文 (2通)
43 欄遺札文	55 欄遺札文	55 欄遺札文	54 欄遺札文
44 注文	56 注文	56 注文	55 注文
45 納帳	57 納帳	57 納帳	56 納帳
46 下帳	なし	なし	なし
47 願文 (2通)	58 願文 (2通)	58 願文 (2通)	57 願文 (2通)
48 呪願文	59 呪願文	59 呪願文	58 呪願文
49 表白	60 表白	60 表白	59 表白
50 諷誦文 (2通)	61 諷誦文 (2通)	61 諷誦文 (2通)	60 諷誦文 (2通)
51 願書	62 願書	62 願書	61 願書
52 断菜文	63 断菜文	63 断菜文	62 断菜文
53 御明文	なし	なし	なし
54 祭文	64 祭文	64 祭文	63 祭文
55 天判祭文札	65 天判祭文札	65 天判祭文札	64 天判祭文札
56 起請文	66 起請文	66 起請文	65 起請文
57 廻文	67 廻文	67 廻文	66 廻文
58 頭差帳	68 頭差帳	68 頭差帳	67 頭差帳
請定文	69 請定文	69 請定文	68 請定文
縁起	70 縁起	70 縁起	69 縁起
勸進文	71 勸進文	71 勸進文	70 勸進文
奉加帳	72 奉加帳	72 奉加帳	71 奉加帳
施入文 (2通)	73 施入文 (2通)	73 施入文 (2通)	72 施入文 (2通)
結番衆帳 (2通)	74 結番衆帳 (2通)	74 結番衆帳 (2通)	73 結番衆帳 (2通)
過去帳	75 過去帳	75 過去帳	74 過去帳
検田取帳	76 検田取帳	76 検田取帳	75 検田取帳
	(77は欠番)		
丸帳	78 丸帳	77 丸帳	76 丸帳
徴符	79 徴符	78 徴符	77 徴符
雑物請文	80 雑物請文	79 雑物請文	78 雑物請文
文抄	81 文抄	80 文抄	79 文抄
返抄放 (2通)	82 返抄放 (2通)	81 返抄放 (2通)	80 返抄放 (2通)
点定札文	83 点定札文	82 点定札文	81 点定札文
制止札	84 制止札	83 制止札	82 制止札
結解文	85 結解文	84 結解文	83 結解文

『雑筆要集』を中心とする日本中世文例集史料の研究

59 問注記	86 問注記	85 問注記	84 問注記
60 明法勘状 (2通)	87 明法勘状 (2通)	86 明法勘状 (2通)	85 明法勘状 (2通)
61 勘文	88 勘文	87 勘文	86 勘文
62 諸書籍序	なし	なし	なし
63 暇文	89 暇文	88 暇文	87 暇文
64 序	90 序	89 序	88 序
65 和歌題	なし	なし	なし
66 表書	91 表書	90 表書	89 表書
67 御祈祷卷数	92 御祈祷卷数	91 御祈祷卷数	90 御祈祷卷数
他文例 1通	なし	なし	なし
68 勝示銘書	93 勝示銘書	92 勝示銘書	91 勝示銘書
69 占形書	94 占形書	93 占形書	92 占形書
70 舞奏書	95 舞奏書	94 舞奏書	93 舞奏書
71 闕字平出	99 闕字平出	95 闕字平出	94 闕字平出
72 消息	100 消息	100 消息	99 消息
他文例 6通	なし	なし	なし
御教書	104 御教書	104 御教書	103 御教書
同 請文	同 請文	同 請文	
供料請文	101 供料請文	101 供料請文	100 供料請文
祈雨法辞書	102 祈雨法辞書	102 祈雨法辞書	101 祈雨法辞書
御修法等請文	103 御修法等請文	103 御修法等請文	102 御修料法等請文
	(105は欠番)		
	106 暇文 (89と同文)		104 暇文 (87と同文)
	(桜山文庫本は、暇文 を105とする)		

【備考】

- ① 8種の写本を、文例配列の異同から4つのグループに分けて比較した。それぞれの本の文例の配列状況は、通し番号より判断されたい。
- ② 意味不明瞭や明らかな誤記を含むなどの理由で、目録・本文表題における文書名の一部を、便宜上書き直したことがある。
- ③ 三宝院本には、98・99号文書が重複して筆写されている。

上記の諸本文例配列の比較より、まず指摘できる点は、儒林拾要本の特異性と、それ以外の諸本相互の類似性である。

儒林拾要本の特異性の具体的内容としては、第1に文例配列順の問題、第2に引用文例数の多

さ、第3に文例中の具体的文言の残存量の多さ、の3点があげられる。

第1の文例配列の問題では、1～13、17・18号の各文例が、文書とその請文をセットにして一つの番号を付していることが、他の諸本に見られない点として指摘できる。また、文例配列順が他の諸本と異なる部分を検討してみると、6号文書の「同官庁御下文」（「同官庁御下文」の誤記か）が、5号の「令旨」の後に配置されるにふさわしい皇太后宮職政所下文であったり、16～18号が牒様式のまとまりであるといった、儒林拾要本の文書配列の整合性が、他の諸本では攪乱されていることが分かる。他の諸本に見られる欠番や条文の欠がない点も、儒林拾要本の特徴である。この他に注目されるのは、58号に一括された一群の文書である。他の諸本では、全て個別に番号が付されているのに対し、儒林拾要本はこれらを同一番号に取めている。内容を見ても、寺院関係・荘園在地支配に関わる一定の共通性がうかがえ、これらの文書群をまとめた何らかの史料が、儒林拾要本の底本に挿入されたことが推察できる。

第2の問題としては、儒林拾要本15・21・23・25・26・27・33・36・37・38・67・72の各号に、他の諸本には見られない文例が見られ、その結果、収載文書数が最も多くなっている点が指摘できる。ここで注目されるのが、前章で紹介した丹鶴叢書本に見られる「古本」（真寂本）の内容である。具体的な文例を示そう。

寄進 庄園壹所事

在△国△郡字△庄、但於田代荒熟員数者、見于本券面矣、

右、件庄者、重代相伝之私領也、而為某現当二世、悉地成弁、相副本公驗、所寄進於某寺也、但於地頭職者、△子孫相承可令執行、仍為向後龜鏡、寄進之状如件、以解、

年号月日

官位姓名△判

これは、丹鶴叢書本35号に、「古本」に見える文例として補記されたものである。さらにこの文書は、他の諸本中では儒林拾要本にのみ見られる文例である。同様な例は、丹鶴叢書本の26・33・37・38・39の各号に見られる。なお、丹鶴叢書本に引用する「古本」所収の文例には番号の表記があるが、いずれも儒林拾要の文例配列順と一致している。

第3の問題としては、儒林拾要本37・38・44・45・51・55・57・60・64の各号の文例に、他の諸本の文例には見られない（恐らくは省略された）語句が見られることが指摘できる。

以上指摘した諸点（特に第2の点）より、儒林拾要本は、正応4年成立の真寂本に近い内容を有していることが分かり、『雑筆要集』の古写本系統に属するものということが指摘できる。前掲の一覧表を、儒林拾要本を配列順の基準として作成したのは、このような認識の結果によるものである。

次に、儒林拾要本以外の諸本であるが、先に述べたように、基本的に大きな相違はない。わずかな相違は文例の番号に見られるが、この相違が生まれた最大の理由は、諸本冒頭の「目録」に40番目の文書として掲げられる「所文帳」の扱いの差異である。これに対応する具体的文例をあげた写本はない。「所文帳」は、次の41号文書の「処分帳」と音が一致し、おそらくは目録の筆写のどこかの段階での誤り（たとえば、口述の聞き取りの際の錯誤）に起因するものであろう。この「所文帳」の扱いをめぐって、目録に忠実に番号のみを立てて条文を示さない写本と、番号を飛ばして本文を編んだ

研究』角川書店、1998年。初出は1963年)。

- (3) 前掲竹内論文525～526頁。
- (4) 群書類従の諸本については省略した。なお『国書総目録』には、本文でふれたもの以外に静嘉堂文庫本・慶応義塾大学三田情報センター所蔵幸田文庫本(幸田成友旧蔵本)が見えるが、前者は統群書類従所収本、後者は丹鶴叢書所収本に相当するものと思われる。
- (5) 『徳大寺家家譜』『公卿補任』による。
- (6) 『押小路家系譜』による。
- (7) 東京大学史料編纂所所蔵写真帳(1981年撮影, 6171.00/2)による。
- (8) 桜山文庫本の閲覧に際して、昭和女子大学の山本博也氏より多大な助力を得た。記して謝意を表す。
- (9) 『国史大辞典』「竹屋家」の項(川田貞夫氏執筆)による。
- (10) 桜山文庫に関しては、鹿島則幸「桜山文庫について」(『郷土文化』18, 1977年)・深沢秋男「鹿島則文と桜山文庫」(同氏校注『井関隆子日記 中巻』勉誠社, 1980年)を参照。
- (11) 田中本調査団「『田中儀氏旧蔵典籍古文書』所収記録類目録」(『国立歴史民俗博物館研究報告』72, 1997年)による。なお、歴博本の原本調査の機会を得ることはできなかった。
- (12) 朝倉治彦監修『定本丹鶴叢書 第3巻』(大空社, 1997年)所収の内閣文庫所蔵本(216.2)によった。
- (13) 『尊卑分脈』藤原師実孫・鳥丸兼頼男の長忠の傍記に「出家真寂 正応二九七」と見える。
- (14) 『弘安礼節』に関しては、百瀬今朝雄『弘安書札礼の研究』(東京大学出版会, 2000年)を参照。
- (15) 丹鶴叢書の成立過程の究明から、さらに『雑筆要集』の古写本(ひいては原本)に関する手がかりが得られるものと思われる。
- (16) 『雑筆要集』の内容を概観すると、何度かにわたる文例群の追記の形跡が認められる。原本が成立した時期とおぼしき鎌倉時代初期から正応4年の間が、その時期として一応想定されるが、詳細は今後の検討課題としたい。

付記 本報告の作成にあたっては、山下哲郎・秋迦堂光浩・秋山哲雄の各氏の協力を得た。

(うえすぎ・かずひこ 文学部助教授)